

国立大学法人山口大学等後援名義の使用承認に関する要項

平成 16 年 9 月 17 日総務

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）又は本法人が設置する山口大学の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用承認に関し必要な事項を定める。

(承認基準)

第 2 条 後援名義の使用は、当該事業が次の各号のいずれにも該当する場合に承認する。

- (1) 教育、学術、文化又は体育の向上普及に寄与する広域的な規模にわたる事業であること。
- (2) 次のいずれかに該当する機関等が実施する事業であること。
 - ア 国の機関
 - イ 地方公共団体の機関
 - ウ 教育研究機関
 - エ 教育、学術、文化又は体育に関する団体(宗教法人及びこれに準ずるものを除く。)
 - オ その他学長が後援名義を使用させることが適当と認める団体

(手続)

第 3 条 後援名義の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める使用承認申請書（以下「申請書」という。）を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(通知)

第 4 条 学長は、前条の申請書が提出されたときは、第 2 条に規定する承認基準によって審査し、速やかにその可否を申請者に通知するものとする。

(承認条件)

第 5 条 学長は、前条において後援名義の使用承認を通知する場合には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業計画に変更があったときは、直ちに届け出ること。
- (2) 事業を行うに当たって、本法人は当該事業に係る経費を一切負担しないこと。
- (3) 本法人は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任を負わないこと。

(承認の取消し)

第 6 条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、後援名義の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 承認条件に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他後援名義を使用させることが不適當と認められたとき。

(事務)

第 7 条 後援名義の使用承認に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要項に定めるもののほか，後援名義の使用承認に関し必要な事項は，学長がその都度定める。

附 則

この要項は，平成 16 年 9 月 17 日から施行する。